プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則(改正)

加筆	修正	削除

現行	改正案	備考
1-5 外国籍選手	1-5 外国籍選手	
① 登録数	①口 登録数	
プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内	プロ契約を締結した外国籍選手の登録は1チーム3名以内	
(以下「3名枠」という) とする。ただし、下記(1) <u>または</u> (2)	(以下「3名枠」という)とする。ただし、下記(1) <u>、</u> (2) <u>また</u>	
に該当する場合は、「3名枠」を超えて登録できるものとするが、	<u>は(3)</u> に該当する場合は、「3名枠」を超えて登録できるものと	
いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、本協会の基	するが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、本	
本規程で認められている5名(以下「5名枠」という)を超え	協会の基本規程で認められている5名(以下「5名枠」という)	
てはならない。 <u>この関係で、クラブが外国籍選手と契約を締結</u>	を超えてはならない。 <mark>なお、プロ契約を締結した選手を登録し</mark>	表現を明確化/厳格化する
するのみで登録はしない場合には、当該クラブは、事前に所属	ないことは、原則として認められない。	
するリーグの承認を得るものとする。		
(1)アマチュア選手 <u>または20歳未満のプロC選手</u>	(1)アマチュア選手	
	(2)プロC契約でかつ、当該登録年度の2月1日における年齢	当該例外(C 契約で 20 歳未
	が20歳未満の選手	満の外国人選手に関する登
(2)アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手	(3)アジアサッカー連盟(AFC)加盟国の国籍を有する選手	録上の例外)に関して、「20
1名(ただし、Jリーグに所属するクラブに限る)	1名(ただし、Jリーグに所属するクラブに限る)	歳」の定義を明確化する。